

	理事長	専務局長	取次者
供 覧			

宮崎県管工事協同組合連合会
理事長 長倉 康治 様

県立産業技術専門校
校長 小田 博之



企業体験実習の受入れについて（依頼）

新緑の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
県立産業技術専門校の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本校では、例年どおり訓練生に実際の現場を体験させ技能習得意欲を高めることを目的に、下記のとおり企業体験実習（インターンシップ）を計画しております。

つきましては、御多忙のこととは存じますが、趣旨を御理解いただき、貴協同組合の組合員に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 実習期間
平成30年6月4日(月)から6月15日(金)までの土曜、日曜を除く
10日間
- 2 実習希望地
宮崎市1名、西都市1名、都城市1名、高千穂町1名（合計4名）
- 3 関係書類
企業体験実習実施要領（各受入先に送付予定）

問い合わせ先			
担当	建築設備科	指導主幹	日高和義
		2年担任	岩永雄二
電話	0983-42-6501		
ファクシミリ	0983-42-6511		

企業体験実習実施要領

県立産業技術専門校

1 目的

- (1) 当専門校において習得した知識及び技能を総合的に活用させ、応用力と想像力を啓発し、さらなる技術習得意欲を高める。
- (2) 自分の進路について、実際の現場を経験することにより正しく理解させ、職場の定着や技能者としての誇りを高める。
- (3) 職場の人間関係の重要性を学ぶとともに協調性や仕事に対する責任感を身につける。
- (4) 安全作業についての重要性と現場での実状を体験する。

2 対象訓練科及び学年

宮崎県立産業技術専門校に在学する2年生全員を対象に実施する。

3 実習期間

平成 30年 6月 4日(月) から 6月 15日(金)までの土曜、日曜を除く10日間とする。

4 実習生派遣企業の依頼、選定等

- (1) 専門校の訓練科に関連のある企業団体の関係機関と連帯を取りながら進める。
- (2) 一社当たりの実習生は、1～3名とし、県内全域の企業を対象とする。
- (3) 実習生の受入れ企業は、実習生の希望や進路、自宅から企業までの距離等を考慮して決定する。
- (4) 実習生の受入れ企業とは、「企業体験実習に関する協定書」を取り交わす。
- (5) 実習生の保護者とは、「企業体験実習参加承諾書」を取り交わす。
- (6) 実習生の企業への出退社、実習中の安全を考慮し、傷害保険等の加入を義務付ける。

5 企業体験実習の内容

- (1) 実習生の受入れ企業の就業規則に従い、社員と同一行動を取る。
- (2) 実習の内容については、安全を第一に事前に企業と協議する。
- (3) 実習生担当責任者を付けていただく。

6 職員の実習現場の巡回指導

実習期間中は、専門校の職員が2回の巡回指導を実施する。

7 実習生の評価

- (1) 体験実習の全期間を通じて、実習生の出勤状況、実習態度などを別紙『実習生評価表』によって評価をお願いする。
- (2) 実習生評価表は、実習期間終了後に産業技術専門校あてに郵送していただく。

8 安全対策

- (1) 実習においては、特に安全作業に心がけるように指導する。
- (2) 企業には、実習生担当責任者を依頼し、安全に対する配慮と指導をお願いする。
- (3) 企業の自動車の運転、特別な機械の運転、高所作業等はさせないようにお願いする。
- (4) 実習服、安全靴については、実習生の物を使用し、ヘルメット等については企業で準備していただくようお願いする。
(電気設備科の腰道具については、専門校の物を貸与する。)
- (5) 事故の場合は、実習生加入の職業訓練生総合保険を適用する。(全員加入)
保険の保障内容の概要については下記のとおり。

【職業訓練生総合保険】

- 1 職業訓練を受講される人だけの専用保険です。
- 2 傷害保険と賠償責任保険がセットになっています。

	種 類	支 払 い の 条 件	金 額
傷 害	死亡保険金	事故の日から180日以内に、そのケガがもとで死亡したとき。	2,500万円
	後遺傷害保険金	事故の日から180日以内に、そのケガがもとで、身体の一部を失ったり、機能をなくしたとき。	限度に応じて 100万円～ 2,500万円
	入院保険金	ケガのため入院し、終日、職業訓練または就業のいずれも行うことができなかつたとき。 事故の日から180日以内の日数が対象となる。	1日につき 5,000円
	通院保険金	ケガのために通院したとき、通院日数が対象となります。事故の日から180日以内の期間のうち90日分が限度。	1日につき 3,000円
賠 償 責 任	一般賠償責任	他人の身体に傷害を与えたり、他人の財物を損壊させたりしたため、法律上の損害賠償責任を負ったとき。	支払限度額 5,000万円 (1事故当たり免責1,000円)
	受託物賠償責任		支払限度額 100万円 (1事故当たり免責1,000円)

9 実習生心得

(1) 体験実習期間中の時間等について。

- ア 実習時間は、企業の就業規則に準ずる。
- イ 始業時間20分前には出社し、準備を済ませておく。
- ウ 就業時間は、出社したときから退社までの時間をいう。
- エ 実習生の集合場所、時間はそれぞれ指定された場所、時間とする。
- オ 事故や病気で欠席、早退、遅刻をする場合は、必ず企業の責任者及び専門校まで連絡する。

(2) 服装

- ア 実習中の服装は、専門校の実習時と同様とする。ただし、企業から特別に指示があった場合は、その指示に従う。
安全帽については、企業で貸与していただくようお願いする。
- イ 自宅から企業までの服装については、私服でもよいが、専門校生らしい服装であること。

(3) 準備する物

- ア 弁当、企業体験実習日誌、筆記用具、軍手
- イ 体験実習に関係のない物は一切持参しないこと。

(4) 報告書

- ア 企業体験実習日誌は、毎日記録して企業担当責任者の検印を受ける。
- イ 専門校の職員が巡回指導で来た場合は、実習日誌の点検を受ける。
- ウ 体験実習が終了したら、体験実習日誌と「企業体験実習のアンケート及び感想用紙」を専門校に提出する。
- エ 専門校から、「企業体験実習の礼状」を企業に郵送する。
- オ 実習生評価表は、企業から専門校に直接郵送していただく。

(5) 企業体験実習での注意事項

- ア 県立産業技術専門校の実習生としての自覚と品位を念頭に置き、責任ある行動をとること。
- イ 実習は、常に安全作業に努めること。
- ウ 服装はいつも整えて、あいさつ、返事、報告等については特に注意し、何ごとにも節度のある態度で臨むこと。
- エ 与えられた仕事は、責任を持って行い、終了したら必ず報告すること。
- オ 休息时间、昼食時間でも責任者の指示に従い、勝手な行動をしないこと。
- カ 物を大切に扱い、使った工具等は清掃し、元の場所に戻すこと。
- キ 行き、帰りの交通安全には特に注意をすること。
- ク 企業体験実習は、あくまでも専門校の訓練の一環であり無報酬であること。